

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年2月6日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
西職員福祉課長

議 題

人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
 - ・ 勤務環境の整備のためにも引き続き制度周知に努めてほしい。（伊藤人事官）
 - ・ 仕事と介護の両立支援等について、各省への情報共有はしっかりと行っている。ただ、もう少しお願いしたい。（土生人事官）
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）等の一部改正について

令和7年2月6日

職 員 福 祉 局

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備のため、令和6年の公務員人事管理に関する報告で超過勤務の免除の対象となる子の範囲の見直しを行うとともに、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化に係る措置を設けることを表明した。

これらについて、令和7年4月から実施できるよう、以下のとおり関係する人事院規則及び人事院公示の改正を行うこととしたい。

1 人事院規則 10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部改正（人事院規則 10—11—9）

(1) 超過勤務免除の対象となる子の範囲の見直し

超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、現行の「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」へ拡大する改正を行う。

【改正後の規則 10—11 第9条】

(2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する周知及び意向確認

配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を個別に周知するとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る職員の意向を確認するための面談等の措置を講ずることを各省各庁の長の責務とする。

【改正後の規則 10—11 第14条第1項】

(3) 職員への介護両立支援制度に関する早期の情報提供

介護の必要性が生じる前の適切な年齢（40歳年度）にある職員に対して、介護両立支援制度等その他の事項を周知することを各省各庁の長の責務とする。

【改正後の規則 10—11 第14条第2項】

(4) 勤務環境の整備

職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施や相談体制の整備等の措置を講ず

ることを各省各庁の長の責務とする。また、当該研修の調整及び指導並びに自ら実施することが適当と認められる研修について計画を立てその実施に努めることを人事院の責務とする。（※育児休業に係る施策と同様）

【改正後の規則 10—11 第 15 条】

(5) 経過措置及び規定の整理並びに規則 1—34 の一部改正

(1)から(4)までの規定の改正を踏まえ、人事院規則 10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）について、所要の経過措置を設け、規定の整理を行うとともに、人事院規則 1—34（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）について、所要の改正を行う。

2 人事院規則 10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部改正（人事院規則 10—15—3）

人事院規則 10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の規則名の変更等に伴い、所要の改正を行う。

【改正後の規則 10—15 第 2 条第 3 号】

3 事務総長に対する権限委任のための公示（平成 10 年人事院公示第 16 号）の一部改正（令和 7 年人事院公示第●号）

上記 1 の人事院規則の一部改正に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた人事院公示（平成 10 年人事院公示第 16 号）に関し、所要の改正を行う。

4 公布日、施行日等

公布日・公示日：令和 7 年 2 月 14 日

施行日・効力発生日：令和 7 年 4 月 1 日

以 上